

1. 子ども虐待の対応

<市民の方の相談・通告>

虐待かも… と思ったら、 相談・通告をお願いします

「子どもが泣き叫ぶ声とともに親の怒鳴り声が聞こえる」「やけどやあざが多い」「不自然な時間に出歩いている」「季節に合わない服装をしている、衣類がいつも汚れて身体も不潔である」など、虐待ではないかと思ったときは、大垣市子育て支援課や西濃子ども相談センターに相談・通告してください。

相談・通告は、子どもを守るための大切な行為です。虐待の早期発見や適切な援助につながる最初の一步となります。

通報された人が特定されないように、法律によって秘密は守られます。

◆虐待の疑いも相談や通告をしましょう。(児童虐待防止法 第6条)

子どもの虐待は家庭の中で行われます。「虐待かな？」あるいは「もしかしたら虐待ではないかもしれない、間違いかも？」といった虐待疑いでもかまいません。

◆通告者の匿名性は守られます。(児童虐待防止法 第5条・第6条)

学校や保育所、医療機関等、個人ではなく機関自体にも通告義務があります。虐待の場合は、児童・生徒あるいは患者等個人情報の守秘義務のある者が通告したとしても、罰せられることはありません。

◆通告者の匿名性は守られます。(児童虐待防止法 第7条)

通告者が誰であるか公表されることはありません。匿名でもかまいません。

情報の守秘義務等について

虐待を受けている子ども等、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関がその子ども等に関する情報や認識を共有し、適切な連携のもとで対応していくことが重要です。そのため、守秘義務に関して次のように定められています。

◇守秘義務(児童福祉法 第25条の5)

正当な理由がなく、要保護児童対策地域協議会の職務に関して知り得た秘密は漏らさないこと。

◇守秘義務違反をした場合(児童福祉法 第61条の3等)

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が課せられます。

◇資料・情報の提供(児童福祉法 第25条の3)

保護を要する子ども等に関する情報交換や支援内容に関する協議を行う必要がある場合、関係機関に対して、資料・情報の提供、意見の開陳その他必要な協力が求められます。

もしかして虐待？ と思ったら…



通報

大垣警察署
0584-78-0110

相談

通告

相談・通告するときは、分かる範囲でよいので、次のことをお伝えください。

- ・子どもの名前、住所、何歳くらいか
 - ・虐待を疑った状況
 - いつどこで
 - 何を見たのか、何が聞こえたのか
 - 誰からされていたのか
 - 今の子どもの様子
- など

子育て支援課
0584-47-7092
※休日・夜間は市役所 0584-81-4111

西濃子ども相談センター
0584-78-4838
または189